

さがみはら林業の人材育成・担い手の確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さがみはら森林ビジョンの推進を図るため、林業事業体等が実施する林業の人材育成・担い手の確保に係る事業に対し補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、別表1の1欄に定めるとおりとする。

2 この要綱に規定する補助金以外で目的を同じくする他の補助事業等の対象となっている事業は除くものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、別表1の2欄に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1の3欄に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表1の4欄に掲げた額以内とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する交付申請は、補助対象事業等の開始前に行わなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業等の完了後速やかに行わなければならない。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、別に定める必要な書類とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第2条、第3条、第4条、第5条関係)

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助金の額
種目	細目			
新たな林業事業体の育成支援事業	資格取得費の補助	市内認定林業事業体に就業する者又はさがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)に就業し相模原市内に居住する者	(1) 森林施業プランナー協会が実施する森林施業プランナー資格の受験料及び認定申請料 (2) 一般社団法人日本森林技術協会が実施する林業技士資格の受講料、テキスト代及び登録手数料	補助対象経費の1/2以内
新規就業者への支援事業	資格取得費等の補助	(1) 市内認定林業事業体又はさがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る) (2) (1)に就業する者 ただし(1)(2)ともに次のいずれにも該当する者が資格を取得する場合とする。	次に掲げる資格取得に係る講習等の経費 (1)刈払機取扱作業者安全衛生教育 (2)チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育 (3)玉掛け技能講習 (4)小型移動式クレーン運転技能講習 (5)フォークリフト運	(1)2欄(1)に定める補助対象者の場合は、補助対象経費の合計で1事業体につき年間100,000円を上限とする。 (2)2欄(2)に定める補助対象者の場合は、補

		<p>ア 市内認定林業事業体に就業する者又は、さがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)に就業し相模原市内に居住する者</p> <p>イ 就業3年以内の者</p> <p>ウ 国・県の制度により対象となる資格を取得していない者</p>	<p>転技能講習</p>	<p>助対象経費の合計で100,000円を上限とする。</p> <p>ただし同一事業者に就業する者を対象として申請する場合は、(1)(2)の合計で100,000円を超えない範囲とする。</p>
<p>林業機械購入費の補助</p>	<p>市内認定林業事業体又はさがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)</p> <p>ただし次のいずれにも該当する者へ機械を購入する場合とする。</p> <p>ア 市内認定林業事業体に就業する者又は、さがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)に就業し相模原市内に居住する者</p> <p>イ 就業3年以内の者</p> <p>ウ 国・県の制度によ</p>	<p>次に掲げる機械の購入経費</p> <p>(1)刈払機</p> <p>(2)チェーンソー</p>	<p>補助対象経費の合計で1事業体につき年間1人まで</p> <p>ただし100,000円を上限とする。</p>	

		り対象となる機械を取得していない者		
林業就業者の定着支援事業	資格取得費等の補助	<p>(1)市内認定林業事業体又はさがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)</p> <p>(2)(1)に就業する者</p> <p>ただし(1)(2)ともに次のいずれにも該当する者が資格を取得する場合とする。</p> <p>ア 市内認定林業事業体に就業する者又は、さがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)に就業し相模原市内に居住する者</p> <p>イ 国・県の制度により対象となる資格を取得していない者</p>	<p>次に掲げる資格取得に係る講習等の経費</p> <p>(1)伐木等機械の運搬業務に係る特別教育</p> <p>(2)車両系建設機械(整地、運搬、積込み用及び掘削用)運転技能講習</p> <p>(3)不整地運搬車運転技能講習</p> <p>(4)機械集材装置の運搬の業務に係る特別教育</p> <p>(5)走行集材機械の運搬の業務に係る特別教育</p> <p>(6)簡易架線集材装置等の運搬の業務に係る特別教育</p> <p>(7)林業架線作業主任者</p> <p>(8)地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習</p> <p>(9)はい作業主任者技能講習</p> <p>(10)高所作業車運転技能講習</p> <p>(11)フルハーネス墜</p>	<p>(1)2欄(1)に定める補助対象者の場合は、補助対象経費の合計で1事業体につき年間100,000円を上限とする。</p> <p>(2)2欄(2)に定める補助対象者の場合は、補助対象経費の合計で100,000円を上限とする。</p> <p>ただし同一事業者就業する者を対象として申請する場合は、(1)(2)の合計で100,000円を超えない範囲とする。</p>

			落制止用器具特別教育 (12) その他市長が認めるもの	
資格取得等に長期間かかる場合の経費の補助	市内認定林業事業体又はさがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る) ただし市内認定林業事業体に就業する者又は、さがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)に就業し相模原市内に居住する者が資格等を取得する場合とする。	1回5日以上の出席を要する林業の業務上必要な資格及び研修に参加に係る経費		1事業体につき年間2人以内 1人につき1日5,000円、5日までを上限とする。
安全装備購入経費の補助	市内認定林業事業体又はさがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る) ただし市内認定林業事業体に就業する者又は、さがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)に就業し相模原市内に居住する者へ安全装備を購入する場合とする。	(1)チェーンソー防護ズボン (2)チェーンソー防護ブーツ (3)林業用ジャケット (4)林業用安全靴 (5)防刃脚絆 (6)林業用ヘルメット (7)空調服 (8)その他市長が認めるもの		1事業体につき年間2人以内 ただし補助対象経費の合計で1人につき90,000円を上限とする。

